まままで あきる野市立東中学校

いじめ防止基本方針(版粋版)

~全ての東中生が安心した学校生活を送れるように~

平成26年7月作成。令和3年4月改定

あきる野市いじめ撲滅三原則

- 一、するを許さず。
- 二、されるを責めず。
- 三、いじめに第三者なし。



あきる野市立東中学校 人権宣言スローガン

『あなたの言動 生死を分ける』

「いじめ」は人道上の犯罪

東中学校では、いじめは絶対に認めません。

いじめ問題については、学校が最優先で取り組むべき課題として、 この『いじめ防止基本方針』に則り、保護者・地域と連携して対応して まいります。

人は誰もが、人間として人間らしく、自分を開花させ、幸福に生きる権利をもっています。「いじめ」はこの権利を根底から破壊する行為です。人を尊敬し、大切にできる。そして自分も大切にできる東中学校を目指してまいります。

1 「いじめ防止対策委員会」の設置

(1)目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、問題行動の未然防止・早期対応・解決に向けた対策を講ずることを目的とする。

~いじめ防止対策推進法第22条~

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の 複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成 されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。」

(2) 構成員

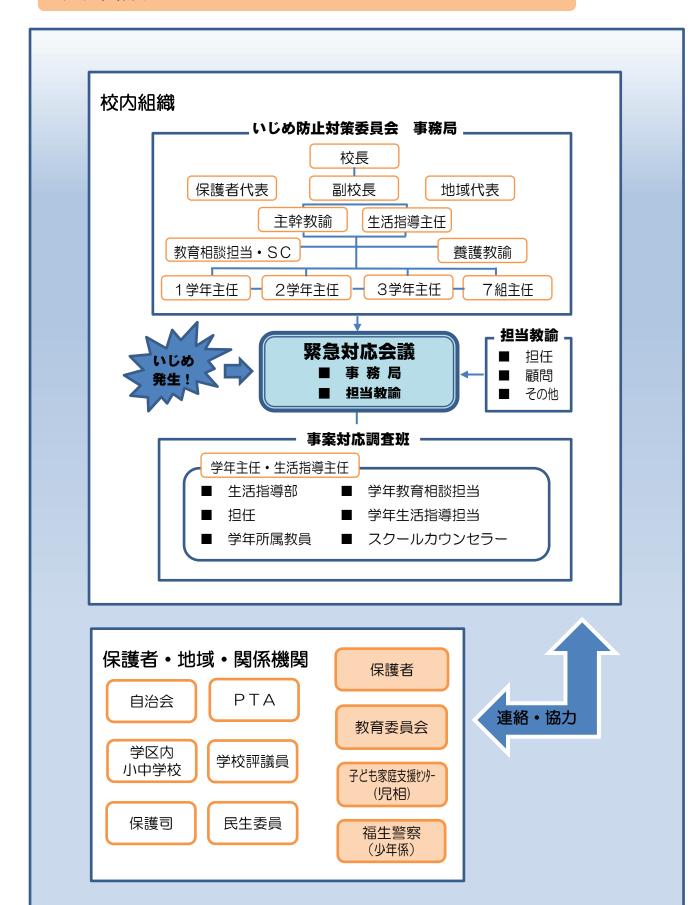
校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭および教育相談担当、スクールカウンセラー、地域代表、保護者代表を事務局員とし、必要に応じて、関係機関が加わり、専門的見地からの指導・助言を得るものとする。

(3) 役割

- ① 日常の生徒観察および定期的ないじめ調査により、いじめの早期発見・情報の共有に努められるよう校内の仕組みを整える。
- ② いじめに関する情報を得た場合は、被害者の心情をくみ取りながら事実確認を行えるよう速やかに対策を講じる。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒およびその保護者に対する支援、いじめを行った生徒及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行えるよう対策を講じる。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 保護者間の争いが起きることのないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための 措置を講ずる。
- ⑥ 関係生徒および保護者の心理的支援、福祉面での支援が必要な場合は、スクールカウンセラー、 社会福祉司、関係機関の指導・助言を得る。
- ⑦ いじめの内容が、暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗、名誉棄損等犯罪行為にあたる場合は、所轄 の警察署と連携し対処するものとする。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生 じるおそれがある時には、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求めなければならない。
- ⑧ いじめを行っている生徒に対して、学校教育法第11条の規定に基づき懲戒が必要な場合は、 適切な懲戒の方法を講ずるものとする。なお、出席停止の措置が必要な場合は、校長の判断の 下、所轄の教育委員会に出席停止の措置を求めるものとする。

(4) 定例会および事務局の緊急招集

- ① 定例会は、毎週一回設定されている「運営委員会」の中で実施し、各学年の実態について情報 交換を行うとともに、いじめ調査に基づいた対応を協議する。
- ② 事案に応じて、緊急招集を行い、緊急対応の方針を定め実行に移す。
- ③ 年1回(2学期)にいじめ防止対策委員会事務局を招集して、情報交換を行う。



2 「重大事案発生時の対応」と関係機関との連携

生命または、身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかにあきる野市教育 委員会や警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応します。

(1) 重大事態の意味

- 〇 生徒が自殺を企図した場合
- O 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 〇 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 生徒及びその保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

(2) あきる野市教育委員会との連携

- ① 重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかにあきる野市教育委員会 へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。
- ② いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するために、あきる野市教育委員会の方針に基づいて出席停止の処分を行う。

(3) 福生警察署との連携

- ① 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に福生警察 署生活安全課少年係に相談し連携して対応する。
- ② 生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに通報する。
- ③ 緊急時以外にも、福生市警察署スクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整える。

(4) 児童相談所との連携

- ① いじめの質、程度、頻度等に応じて、児童相談所に相談し連携して対応する。
- ② いじめの背景に様々な要因が絡み合っていることが考えられるときは、生育や家庭環境の専門家の意見を参考に対応するために担当児童相談所との体制を整える。

(4) 重大事態が発生した場合の対応 (フロー)



発見者・情報入手者 ⇒ 学年主任・生活指導主任 ⇒ 副校長・(主幹教諭) ⇒ 校長 (関係機関へ連絡)



教育委員会指導課 (教育長)

※ 順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

緊急対応会議

- 〇学校設置者(あきる野市教育委員会)の指導・助言のもと、調査組織を設置する。

事実関係の調査

- 〇公平性、中立性の確保に努め、客観的事実の調査にあたる。
- ○調査に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。

【いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合】

いじめられた生徒から十分に聞き取る。在籍生徒や教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行なう。いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを優先した方法で実施する。

【いじめられた生徒からの聴き取りが困難な場合】

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議し調査に着手する。 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。 調査にあたっては被害生徒、保護者の心情やプライバシーに十分配慮する。

適切な情報提供

- 〇いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。
- 〇個人情報に十分注意し情報を提供する。その際、該当生徒、保護者への了解を得る。

適切な情報提供

- 〇学校設置者(あきる野市教育委員会)に調査結果を報告し、その後の対応や措置を 協議し実行する。
- 〇一報後、改めて文章による報告をするとともに、該当生徒を見守る。

3 インターネット上(情報空間)におけるいじめへの「対応」

保護者や教師は、インターネットの特殊性による危険を十分に認識する必要があります。まず、保護者は子供の情報端末の仕様とその影響に対して監督責任を負います。学校は、インターネットの正しい使い方について、被害者や加害者にならないための具体的注意について、指導する義務を負います。

一旦、被害が発生した場合は、学校と保護者が連携し、投稿された書き込みや画像等を削除するととも に、事案によっては、警察や情報通信の専門家と連携し対応していくことが必要です。

(1) インターネット上のいじめとは

パソコン、携帯電話、スマートフォン(高機能携帯電話)を利用して、特定の生徒の誹謗中傷、不適切な画像の投稿、電子メールでの脅迫などによりいじめを行うものです。まずは、インターネット上にどのような開設所(サイト)があり、どのようないじめが行われているのかを理解する必要があります。

- ① 電子メール・・・誹謗中傷や脅迫的な文章を直接送り付ける。不適切な内容の文書を送信し、 不特定多数の相手に転送を強要する。
- ② 学校裏サイト・・非公式の学校ホームページを開設し、学校関係者の悪口などを書き込む。
- ③ 会員制交流・・・SNS と呼ばれ、Twitter や Instagram など会員に登録したものだけが交流ができる。LINEもこれに含まれる。この中でのやりとりが現実の世界にも影響し、殺人事件に発展した。

事例もある。また、会員登録の承諾をめぐっていじめに発展する場合もある。

- ④ 動画投稿・・・ YouTube などがあり、誰もが自由に動画を投稿できる。いじめている場面を撮 影し、それをそのまま投稿してしまった事例もある。
- ⑤ 短文発信・・・・Twitter と呼ばれ、不特定多数の人につぶやくように発信し、悪口などが発信されてしまうことがある。また Instagram などでは、「質問箱」という匿名で個人宛てに発信できる機能も有する。
- ⑥ オンラインゲーム・・・ ネットゲーム上でのチャットやボイスチャットで誹謗中傷、暴言、不適切発言 が発端でトラブルとなるケースがある。

(2) インターネットの特殊性による危険性

- ① 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれる。被害者は、周囲のみんなが自分を誹謗中傷していると思うなど、心理的衝撃が大きい。
- ② 安易に掲載された個人情報や画像は、加工が容易にできることから、誹謗中傷に悪用されやすい。
- ③ 投稿された画像に位置情報が添付されている場合は、自宅が特定されたり、利用者の個人情報が 流出したりする。
- ④ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけではなく、不特定多数の者に拡散されたり、悪用されたりする危険性がある。

(3) 家庭との連携

情報通信機器は、家庭で買い与えている物であることから、学校での指導には限界があります。家庭における情報通信機器の管理や指導について、最小限、保護者と学校が連携・協力する必要はありますが、保護者の責任のもとで管理することが大原則です。また、トラブル等発生時は、できる限り保護者間で解決することを促します。情報通信機器は、「なくても済む」ものであり、それを買い与えるということを家庭で十分に理解し、予想される心配事や不安がある場合は、「持たせない」ことを家庭で検討する必要もあります。

① 家庭における未然防止

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等の管理責任は家庭にあります。携帯電話をもたせる必要性について慎重に検討し、もし持たせるのではあれば、フィルタリング(機能制限)だけではなく、家庭における決まりやルールを必ず作ることを促す。(保護者と連携、共通理解のもと、試験2週間前から保護者が携帯やスマホを預かることを推奨しています。)
- インターネットへの接続は、危険な空間の入り口に立っているという認識、知らぬ間に利用者 の個人情報が流出してしまうという認識をもたせる。
- O インターネット上のいじめは、他のいじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えるという認識 をもたせる。

② 家庭における早期発見

- 保護者は、親権者として子供の通信記録を閲覧する権限をもっています。不適切な内容の送受信記録の有無について定期的に確認し、不適切なものを発見した場合には、すぐに指導、また必要に応じて、学校に相談することが必要です。このことは、情報通信機器を子供に与える際に基本的な約束として確認をしておくことが大切である。
- 隠れてメールを見たり、表情や言葉遣い等の異変が現れた時には、必ず内容を閲覧し、必要に 応じて学校に相談する。

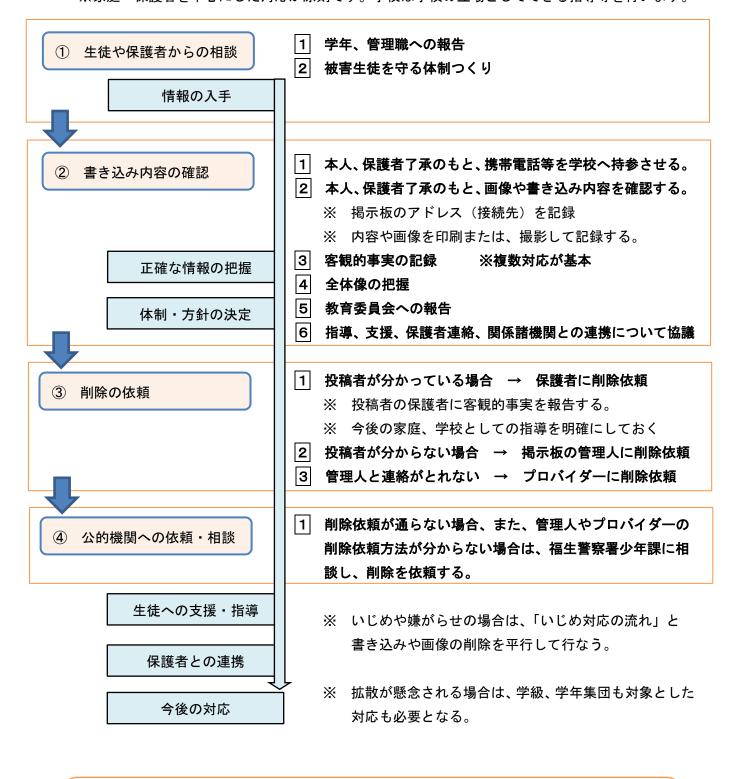
(4)情報規範教育

学校では、様々な場面を利用し、情報規範教育を実施しています。以下のことをセーフティ教室や生活 指導便り等で指導し、保護者にも積極的に啓発していくことが必要です。また、平成28年度から、「SNS 東中ルール」を策定し、「心の力(思いやる心・卑怯を憎む心・自分を律し立する心)」の育成に励んでいます。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名で書き込みをしても、IPアドレスによりどの機器で発信したかが特定できること。
- 〇 爆破予告などはいたずらのつもりであっても、刑事事件として捜査対象とされること。
- 情報空間には、違法な情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、被害者の自殺だけではなく、殺人などの重大犯罪につながること。
- 一度流出した情報は、半永久的に回収が不可能であること。
- 進学や就職の際、応募者の過去の不適切な投稿が検索にかけられる場合もあること。
- 個人情報の流出や誹謗中傷など安易な投稿が、多額の損害賠償金の支払いに繋がること。

(5) ネットいじめ対応の基本的な流れ(書き込みや画像の削除に向けて)

※家庭・保護者を中心にした対応が原則です。学校は学校の立場としてできる指導等を行います。



チェーンメール (不幸の手紙) は、架空の者であり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはないので、絶対に転送しない。転送すれば、自分も加害者の一人になってしまうことになる。どうしても心配な場合は、下記に転送する。

日本データ通信協会メール相談センター

http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html